



お知らせ

児童扶養手当が変わります

障害基礎年金などを受給しているひとり親世帯の児童扶養手当が、3年3月分（5月支給）から変わります。

これまで障害基礎年金などの額が児童扶養手当の額を上回る場合、手当を受給できませんでしたが、3年3月分以降は、手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

今回の見直しで新たに受給対象となる人は、児童扶養手当の申請

が必要です（既に受給資格者として認定を受けている人は申請不要です）。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ 本庁こども家庭課 家庭福祉係（☎ 34-1585）

市ホームページ▶



水沢図書館3分室を廃止します

利用者の減少などにより、水沢分室、南分室、常盤分室を3月末で廃止することになりました。4月からは、移動図書館車が各地区センターを2週間に1度巡回しますので、ご理解をお願いします。

【4月分の巡回日程】

- ①水沢地区センター…4月7日(日)、24日(日)
- ②水沢南地区センター…4月14日(日)、5月1日(日)
- ③常盤地区センター…4月3日(日)、21日(日)

※停車時間は午後1時半～3時半

■問い合わせ 水沢図書館（☎ 23-3372）

福祉乗車券を交付

障がいのある人を対象とした福祉乗車券の交付を4月1日から開始します。

■種類 ▶小型タクシー（バス）乗車券、▶リフトタクシー乗車券（利用条件あり）

■対象 次のいずれかの交付を受けている人 ①身体障害者手帳1級および2級、②身体障害者手帳3級（下肢障がいのみ）、③療育手帳A、④精神障害者保健福祉手帳 ※3年度に自動車税、軽自動車税の減免を受ける人、施設の入所者は除く

■持ち物 障害者手帳、印鑑（認め印可。スタンプ式は不可）

■問い合わせ・申請先 本庁福祉課障がい者支援係（☎ 34-2325）、各総合支所福祉担当グループ

■ コミュニティバスの運行を見直します ■

4月1日から、市のコミュニティバスの運行を次のとおり見直します。詳しくは、市ホームページなどをご確認ください。

■見直しする路線とその内容

事業名	路線名	見直しの内容
廃止路線代替バス	前沢線	前沢地域運行区間の廃止
衣川バス	北股線、南股線	各路線1便の減 診療所前停留所の位置の変更
	衣里線	診療所前停留所の位置の変更

■問い合わせ 【廃止路線代替バス】東磐交通(株)（☎ 0191-47-3435）、【衣川バス】(株)衣川タクシー（☎ 52-3011）、【全般】本庁政策企画課公共交通対策室（☎ 34-2383）

市ホームページ▶



広告

主食用米を作付する農家を支援します

3年に主食用米を作付けする農家の経営を安定させるため、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を活用し、作付支援金を交付します。

■対象 市農業再生協議会へ営農計画書を提出し、主食用米を作付けした農家 ※輸出用・加工用に供されるものを除く

■申請方法・申請期限 5月下旬に送付する「申請のご案内」でお

知らせします。

■問い合わせ 本庁農政課農産係（☎ 34-1583）

善意の贈り物

市に対して、次の皆さんからご厚志をいただきました。

○シフトプラス(株)（中尾裕也代表取締役）…現金300万円（都市プロモーション課へ）

○岩谷堂ロータリークラブ（鈴木直^{ただし}会長）…図書券5万円分、

児童書1冊（江刺図書館へ）

○第一生命保険(株)盛岡支社水沢営業オフィス（玉川由美子オフィス長）…オリジナルカレンダー230枚、キッチンペーパー360個（学校教育課へ）

○あいおいニッセイ同和損害保険(株)MS&ADゆにぞんスマイルクラブ（田村悟理事長）…車いす2台（財産運用課へ）

○羊申会ゴルフ同好会（千葉龍二郎会長）…図書券43,500円分（水沢図書館へ）

■ 固定資産税に関する縦覧や閲覧 ■

3年度固定資産税に関する帳簿・台帳の縦覧・閲覧を実施します。

■問い合わせ 本庁税務課土地係（☎ 34-2375）、家屋係（☎ 34-2376）

項目	縦覧	閲覧
期間	4月1日(日)～30日(日) ※ 土日祝 を除く	通年 ※ 土日祝 と年末年始(12月29日～1月3日)を除く
時間	午前8時半～午後5時15分	
場所	本庁税務課	本庁税務課・各総合支所納税担当グループ
対象	土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳(名寄帳)
縦覧・閲覧ができる人	①固定資産税の納税者 ②上記①の代理人 ③納税管理人	①固定資産税の納税義務者 ②借地人、借家人 ③固定資産を処分する権利がある人 ④上記①～③の代理人
必要なもの	○本人確認ができるもの 顔写真付きのものは1点(マイナンバーカード、運転免許証など) 顔写真がないものは2点(健康保険証、年金手帳など) ○代理人はそれを証明する書面(委任状など) ○納税管理人は前年度の納税通知書、課税明細書	○本人確認ができるもの 顔写真付きのものは1点または顔写真がないもの2点 ○借地・借家人は賃貸契約書または賃借料の領収書など ○固定資産を処分する権利がある人は、それを証明する書面 ○代理人はそれを証明する書面
手数料	無料	有料 ※4月1日(日)～30日(日)は無料

広告